

平成20年6月1日から

伯耆町の公共施設の使用料を変更します

伯耆町では、特定の方が使用する施設については、サービスに係る経費の一部として、一定の使用料を徴収していますが、その使用料金の設定や減免の取り扱いについては、合併後に見直しを統一することとされていたため、施設によって取り扱いが異なっている状況です。

そのため、住民間の公平の確保を目的として、使用料の設定や改定にあたっての基本的な考え方を統一して使用料を見直しました。

使用料は施設の目的以外や営利目的で使用される場合に徴収されるものです。

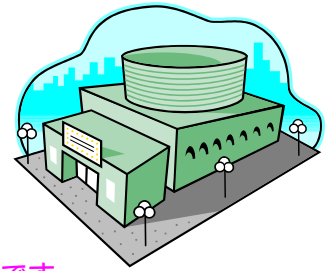
現在無料でお使いの団体が、これまでと同じ目的で使われる場合は無料です。

(無料となるのは施設使用料で、みそ醤油等の加工機器やグラウンドの照明は別途使用料が必要です)

見直の方針	見直しを行った項目
<p>(1) 減免基準の 統一化・ 明確化</p>	<p>基準を作成し、一律的な運用を行う</p> <p>免除となる主な団体を明示(対象団体の一覧の作成) 施設の目的外利用の場合は使用料を徴収 営利を目的とした使用は使用料を必ず徴収 (免除団体であっても営利を目的とする場合は徴収する)</p>
<p>(2) 使用料算定 の考え方を 統一</p>	<p>使用料の単位時間を統一</p> <p>基本は1時間を単位として料金を徴収</p> <p>体育施設の個人利用の拡充</p> <p>施設の利用促進とスポーツの振興を図る 原則は団体利用だが、当日の申込みで団体予約がない時間は個人利用を許可</p> <p>町内・町外・混合の区分を撤廃</p> <p>使用料を一律とする</p> <p>加算料金等の取り扱いを統一</p> <p>冷暖房、屋内体育施設の照明の別途徴収は行わない 調理室等は通常施設の1.5倍 みそ醤油等の加工機器、グラウンドの照明は別途使用料を設定 午前午後とも同一単価 (使用料を開館日の9時から17時までは同一単価にする) 休館日等の職員の勤務時間外に利用する場合は、使用料を2倍 使用者が、入場料金を徴収して利用する場合は、使用料を2倍 グラウンド等の予約を直前にキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する</p>

会議室・ホール等

公民館、たたら会館、文化センター、農村環境改善センターなど



主な見直し項目

1 時間を単位使用料を設定しました

冷暖房、照明料等の別途徴収はございません

使用料は施設の目的以外や営利目的で使用される場合に徴収されるものです。
現在無料でお使いの団体が、これまでと同じ目的で使われる場合は無料です。

1 時間当たりの使用料 (開館日の 9 時から 17 時まで)

施設	室名	使用料	施設	室名	使用料
岸本公民館	大会議室	900 円	日光公民館	講堂	400 円
	調理実習室	600 円		研修室	200 円
	第 1 会議室	200 円		和室	100 円
	第 2 会議室	100 円		調理室	300 円
	第 1 研修室(和室)	100 円		体育館	900 円
	第 2 研修室(和室)	100 円	文化センター	遊戯室	400 円
	第 3 研修室	200 円		生活改善室	600 円
	第 4 研修室	400 円	遊学館	会議室 1	200 円
溝口公民館	小会議室	100 円		会議室 2	200 円
	中会議室	200 円		地域交流室	200 円
	和室	100 円		地域活動室(和室)	200 円
	調理実習室	600 円		地域交流ホール	400 円
	大会議室	900 円		研修室(調理実習室)	300 円
二部公民館	研修室	400 円	神奈備ふれあい会館	多目的室	400 円
	和室	100 円		茶室	100 円
	相談室	100 円		会議室	100 円
	実習室(給食室)	300 円		研修室	100 円
たたら会館	研修室	900 円	農村環境改善センター	多目的ホール	1,500 円
				農事研修室	400 円

休館日及び開館日の 9 時から 17 時以外の使用料は 2 倍になります
使用者が入場料を徴収して利用する場合の使用料は 2 倍になります

施設名 室名	開館日の 9 時から 17 時まで	休館日及び 開館日の 9 時から 17 時以外	入場料を徴収する場合	
			開館日の 9 時から 17 時まで	休館日及び開 館日の 9 時か ら 17 時以外
農村環境改善センター多目的ホール	1,500 円	3,000 円	3,000 円	6,000 円

農村環境改善センター多目的ホール以外の施設も同様です

みそ、とうふ等の加工に施設・加工機器を使用する場合は 1 回当たりの使用料になります

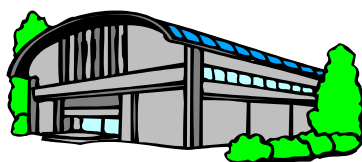
施設名 室名	室料		加工料	
	自家用	営業用	みそ	とうふ
農村環境改善センター生活研修室	1,050 円	2,100 円	2,400 円	310 円

使用料は室料と加工料を合算した額になります

この表にない施設の使用料は各施設にお問合せください

体育施設

体育館、武道館、グラウンドなど



主な見直し項目

町内外者別の料金設定を改定して、町内外者を同一料金としました。

個人でも利用していただくために、団体利用だけでなく個人利用料金を設けました。

使用料は施設の目的以外や営利目的で使用される場合に徴収されるものです。

現在無料でお使いの団体が、これまでと同じ目的で使われる場合は無料です。

体育館、武道館、グラウンドなど 1 時間当たりの使用料

施設	区分	使用料	施設名	使用料	照明使用料
溝口体育館 溝口武道館 岸本武道館	団体 使用	全面	町民岸本グラウンド	5 2 0 円	1,050 円
		半面			
	個人 使用	一般	溝口中グラウンド		
		高校生以下			

総合スポーツ公園（岸本 B&G 海洋センター）1 時間当たりの使用料

施設	区分	使用料	施設名・区分	使用料	照明使用料	
体育館・ トレーニング グループ	団体 使用	全面	多目的グラウンド	2,100 円		
		半面	ラグビー場	2,100 円		
	個人 使用	一般	野球場	一般	2,100 円	10,500 円
		高校生以下		5 0 円	公共的団体	-
施設名・区分		使用料	グラウンド	団体	1,050 円	
ミーティングルーム		2 0 0 円	ゴルフ場	個人	1 0 0 円	

施設	区分	1 回当たりの使用料	備考
プール	一般	2 0 0 円	プールは個人使用の料金設定のみで、町内の高校生以上は公用で使用する場 合を除き免除になりません。
	町内の中学生以下	無料	
コインロッカー		1 0 0 円	

【キャンセル料】（旅行代理店等が総合スポーツ公園の施設の予約をキャンセルした場合）

当日・1 日前	使用料の 1 0 0 %	自然災害、天候不順及び町の都合で使用できなくなった場 合は除きます 15 日以上前の取消の場合はキャンセル料はかかりません
2 ~ 5 日前	使用料の 5 0 %	
6 ~ 1 4 日前	使用料の 3 0 %	

町内の公共的団体が体育施設を利用する場合は、免除対象となり無料ですが、グラウンド・テニス
コード・野球場の夜間照明料は免除されませんので照明使用料の負担をお願いします。

団体使用 5 人以上の団体による利用

個人使用 施設の利用されていない部分において、個人がバドミントン、卓球、体操等に利用
（個人使用ができる施設は施設管理人がいる施設のみで、個人使用の事前予約はできません）

公民館活動の同好会で公民館を使用すると料金がかかるの？

スポーツ少年団の練習で体育館を使ったら料金があるの？

PTA の講演会に農村環境改善センター多目的ホールを使用したら料金があるの？



使用料は無料です。
公用での使用や、伯耆町内の公共的団体の使用であれば使用料は免除されます。

- ・ 公用での利用とは、国・県・町が公共の目的使用するとき。
 - ・ 公共的団体の利用とは、町立小中学校の学校活動又は PTA 活動、町立保育所活動又は保護者活動、公民館活動（同好会活動）、体育協会各部の活動、町スポーツ少年団、町内の自治会活動などです。その他対象団体は各施設にお問合せください。
- 使用料は施設の目的以外や営利目的で使用される場合に徴収されるものです。
現在無料でお使いの団体が、これまでと同じ目的で使われる場合は無料です。

ナイターでグラウンドを使う時照明使用料は必要？



ナイター用照明使用料は必要です。
公共的団体の利用であってもグラウンド、テニスコート、野球場の照明使用料は免除されません。

みそ・とうふ、醤油、煎餅などの加工に使用する時の料金は？



食品加工用の特殊な機器の使用は料金が必要です。
公共的団体の利用であっても特殊な機器の設置してある施設の室料・加工料の免除はされません。

屋内施設（体育館、武道館、会議室、ホール）の照明使用料・冷暖房使用料施設や公民館等の調理自習室の調理用機器利用料は使用料に含まれていますので料金は追加されません。